令和7年3月31日 感発0331第12号 医薬発0331第36号

各都道府県知事 殿

厚生労働省 健康・生活衛生局 感 染 症 対 策 部 長 (公 印 省 略)

厚生労働省 医薬局長 (公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法(昭和23年法律第68号)第12条第1項の規定による報告及び予防接種に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項の規定による報告等の取扱いについては、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬食品局長連名通知。以下、「連名通知」という。)に従い、御理解と御協力をいただいているところです。

今般、連名通知の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。) 及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

令和7年4月1日から、帯状疱疹の予防接種を予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種とすること、国立健康危機管理研究機構が発足することに伴い、所要の改正を行うもの。

なお、帯状疱疹ワクチンの副反応疑い報告基準は、現在の水痘ワクチンと同一とする。

2 適用日

令和7年4月1日